

## 選択式・講評

### 【 総評 】

全体として、基本的なレベルの出題といえます。

とはいえ、すべての空欄を容易に埋めることができるというものではありません。埋めにくい空欄がいくつかありました。また、改正点を押さえていなかったり、しっかりと記憶していなかったりすると埋めることができないと思われる空欄もありました。

このことから合格基準点を推測すると一昨年のレベル **28 点以上** となると思われます。全科目 3 点以上、合計で 30 点以上であれば、合格基準点をクリアしていると思われます。

### 【 労働基準法・労働安全衛生法 】

- A： 対等の立場において（労基法 2 条 1 項）
- B： が人たるに値する生活を営む（労基法 1 条 1 項）
- C： に達しない（労基法 13 条）
- D： 作業行動その他業務に起因する（安衛法 28 条の 2 第 1 項）
- E： 一の場所（安衛法 15 条 1 項）

労働基準法については、いずれも基本的な問題でした。確実に埋めなければならない空欄と言えます。特に、C の空欄に入る言葉「に達しない」は、規定は違いますが、平成 16 年の選択式でも出題された言葉ですので、絶対に埋めなければならない言葉と言えます。

これに対して、労働安全衛生法ですが、D の空欄は厳しい空欄と言えます。まず、「作業環境」か、「作業行動」かで迷うところです。さらに、その後続く言葉でも考えてしまうのではないのでしょうか。ただ、この空欄を埋めることができなくても、他の空欄を確実に埋めておけば、問題ないところです。

このようなことから、4 点は取りたいところです。最悪でも 3 点は取らないといけなんでしょう。基準点が 2 点以下に引き下げられる可能性は極めて小さいといえます。

**過去問**：平成 9 年記述式において、「人たるに値する」、「対等の立場」が空欄となっていました。

### 【 労災保険法 】

- A : 二次健康診断等給付 ( 労災法 7 条 1 項 )
- B : 傷病補償年金 ( 労災法 12 条の 8 第 2 項 )
- C : 葬祭を行う者 ( 労災法 12 条の 8 第 2 項 )
- D : 常時又は随時 ( 労災法 12 条の 8 第 4 項 )
- E : 当該労働者 ( 労災法 12 条の 8 第 4 項 )

労災保険法も、基本的な規定の出題でした。ですので、すべての空欄を埋めることは容易と言えます。

ただ、昨年を選択式の問題を意識しすぎてしまうと、選択肢にある「厚生労働省令で定める」とか、「厚生労働省令で定める者」とかを、B～Eに入れてしまうなんてこともあるかもしれませんが、規定を理解していれば、このようなミスはないでしょう。

ちなみに、介護補償給付については、選択式(記述式も含めて)で初めての出題でした。

### 【 雇用保険法 】

- A : 労働の意思及び能力 ( 雇保法 4 条 3 項 )
- B : 職業に就く ( 雇保法 4 条 3 項 )
- C : 事業主との雇用関係 ( 雇保法 4 条 2 項 )
- D : 120 ( 雇保法 22 条 1 項 )
- E : 90 ( 雇保法 22 条 1 項、23 条 )

A～Cの空欄は基本中の基本です。これに対して、D及びEの所定給付日数ですが、基本とはいえ、覚えていない方もいたのではないのでしょうか。

もし、そうであったとしてもA～Cを確実に埋めていれば、大きな問題はありませんが、合計点の基準を見る場合に、若干不安が残るところです。

**過去問** : 昭和 56 年記述式において、「労働の意思及び能力」の「労働」と「能力」、「職業に就く」の「職業」、「事業主との雇用関係」の「雇用関係」が、それぞれ空欄となっていました。

### 【 労働に関する一般常識 】

- A : 発達 ( 社労士法 1 条 )
- B : 福祉の向上 ( 社労士法 1 条 )
- C : 和解の交渉 ( 社労士法 2 条 3 項 )
- D : 紛争解決手続代理業務試験 ( 社労士法 2 条 2 項 )
- E : 特定 ( 社労士法 2 条 2 項 )

社会保険労務士法が「労働に関する一般常識」から出題されたことに驚きを持った方もいるかもしれませんが、この予兆はあったといえ、ありました。平成 16 年の択一式で労働に関する一般常識から 1 肢出題されていたという事実です。また、社会保険労務士法の規定で、厚生労働大臣の権限は「地方社会保険事務局長及び都道府県労働局長に委任することができる」とあるように、労働、社会保険どちらにも関連する法律ですので、労働に関する一般常識からの出題があったとしても、不思議ではないのです。

さて、問題に関して言えば、A と B の空欄は誤った言葉を選択した方が少なからずいたのではないのでしょうか。適切な言葉を選びにくい空欄です。C ~ E の空欄は改正に関連するところですので、改正点をきちっと追っていけば、正しい言葉を選ぶのは難しくはないかと思われま。ただ、D の空欄、「特定社会保険労務士」という名称を意識しすぎて「特定社会保険労務士試験」を選択してしまうなんてミスをしてしまった方もいるようです。

これらから、3 点は確保できるかと思いますが、もしかしたら、全体的に得点が伸びないようだと、可能性としては低いですが基準点が 2 点に下がるということもあり得ます。

### 【 社会保険に関する一般常識 】

- A : 被用者 ( 平成 18 年版厚生労働白書 P 132 )
- B : 被扶養者 ( 平成 18 年版厚生労働白書 P 132 )
- C : 5 ( 平成 18 年版厚生労働白書 P 132 )
- D : 3 ( 平成 18 年版厚生労働白書 P 132 )
- E : 高額療養費 ( 平成 18 年版厚生労働白書 P 132 )

平成 18 年版厚生労働白書からの抜粋です。昨年に続き沿革からの出題ですが、昨年の問題に比べると、解きやすいといえます。

そこで、A、B 及び E の空欄ですが、これらは文章と選択肢から埋めることは可能でし

よう。ですので、これら3箇所の空欄をしっかりと埋めることができれば、問題ないところ  
です。しかし、どれか1つでも落としてしまうと厳しい状況になるかもしれません。

CとDの空欄は、知っているかどうかでことになってしまうので、もし知らないとな  
ると、勘で埋めるしかなくなります。うまく当たればよいのですが、そうではないと・・・  
ですので、この科目については、受験生の解答状況によっては、基準点が2点に引き下  
げられる可能性があります。

### 【 健康保険法 】

- A : 特定長期入院被保険者 ( 健保法 63 条 2 項 )
- B : 自己の選定するもの ( 健保法 85 条の 2 第 1 項 )
- C : 入院時生活療養費 ( 健保法 85 条の 2 第 1 項 )
- D : 厚生労働大臣 ( 健保法 85 条の 2 第 2 項 )
- E : 生活療養標準負担額 ( 健保法 85 条の 2 第 2 項 )

改正により新たに創設された入院時生活療養費に関する出題でした。条文ベースの出題  
であることから、レベル的にもそれほど高くないので、多くの方がほとんどの空欄を埋  
めることができたのではないのでしょうか。

Aの空欄の被保険者の名称を勘違いなどして「特例長期入院被保険者」したり、うっか  
り、「入院時生活療養費」とすべき箇所を「入院時食事療養費」と見誤ってしまうとか、そ  
のようなミスがなければ、5点取れる問題です。総合点の基準が上がった場合、この健康  
保険で、しっかりと得点を稼いだかが影響する可能性があります。

### 【 厚生年金保険法 】

- A : 7月1日 ( 厚年法 21 条 1 項 )
- B : 17日 ( 厚年法 21 条 1 項 )
- C : その年の9月から翌年の8月 ( 厚年法 21 条 2 項 )
- D : 6月1日から7月1日 ( 厚年法 21 条 3 項 )
- E : 7月から9月 ( 厚年法 21 条 3 項 )

厚生年金保険法は、最近の出題傾向とは異なる問題で、難易度もかなり低い問題でした。

そのため、5箇所の空欄をすべて埋めることも容易でしたが、選択肢をしっかりと確認  
しなかったり、ちょっとした勘違いなどをしてしまうと、1つ、2つ落としてしまう可能

性があるでしょう。しかし、3つ、4つと落としてしまうような問題ではないので、多くの方が3点以上を確保しているでしょう。厚生年金保険は過去に何度も基準点の引下げが行われていますが、今年は引下げはあり得ないでしょう。

**過去問**：昭和63年記述式において、随時改定の規定が出題されていますが、その際の空欄の1つが「17日以上」（出題当時は20日以上）でした。

### 【 国民年金法 】

- A : 14,140 (国年法 87 条 3 項)
- B : 2 (国年法 87 条 5 項)
- C : 0.997 (改定率改定等政令 2 条)
- D : 21 (平 16 法附則 16 条 1 項)
- E : 32 (平 16 法附則 13 条 7 項)

Bの空欄について、物価変動率は、条文で「当該年度の初日の属する年の3年前の年の物価指数に対する当該年度の初日の属する年の前々年の物価指数の比率」と規定しているので、条文を意識した方は「3」としてしまったかもしれませんが、「前々年」の変動率を用いることになるので、「2」が正しくなります。

Dの空欄については、平成13年の択一式で「平成16年」を「平成18年」に置き換えて誤りとした問題がありましたが、その論点や考え方を知っていれば、正答を導き出せる空欄です。

Eの空欄は国庫負担の経過措置ですが、平成17年に厚生年金保険の択一式で経過措置の数値が出題されていることから、押さえておくべき数値なので、きちっと押さえていた方であれば難なく正答を選べたでしょう。

とはいえ、すべてが数字の解答ということで、知っていなければ、答えようがない問題です。そのため、それなりに埋められた方と埋まらなかった方の差が大きいのではないのでしょうか。

このことから、受験生の解答状況によっては、基準点が2点に引き下げられる可能性があります。